

令和8年3月5日

# 小平市立小平第十三小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、小平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）や保護者、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応を徹底し、解決に向けて取り組む。そのため、学校いじめ防止基本方針の内容をホームページ等で発信し、児童、保護者、地域に説明する。

また、いじめ防止の取組の実効性を点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

## 2 主な取組

### (1) 発達支持的生徒指導の徹底

日々の教師の児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを大切にし、児童が自発的・主体的に自らを発達させようとする活動に取り組む。

### (2) 道徳教育の充実

- ① 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、「ふれあい月間」に合わせ、「いじめ防止に関する授業」を年3回実施する。
- ② 保護者や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育み、自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

### (3) 特別活動の充実

- ① 人間関係形成力を育むため、日々の学習活動の中で、児童が話し合い学び合う場面を取り入れ、その活動を通して互いのよさを認め合えるようにする。
- ② 読書活動・体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ 児童会活動や異学年交流活動等、児童の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。

#### (4) いじめ防止基本方針の理解

- ① 教職員には、年度当初の職員会議にて「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- ② 児童には、「いじめは絶対に許されない」ということを年度初め及びふれあい月間に際して、全校朝会で全児童に伝える。
- ③ 保護者には、4月の保護者会で「いじめ防止基本方針」「こだらいじめ防止メッセージ」を周知する。

#### (5) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「学校いじめ対策委員会」を定期的開催して、児童の情報を共有し、組織的に対応する。会の開催にあたっては、記録をとり保存しておく。児童の進級や転学、進学に当たって、適切に引き継ぎや情報提供を行う。

##### <学校いじめ対策委員会の構成>

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、各担任、スクールカウンセラー

- ②「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施するとともに、実施後には、担任や生活指導主任、スクールカウンセラーが気になる児童へ面談を行う。
- ③日頃からいじめが許されないことを啓発する学校環境づくり、いじめ防止授業の実施等、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを起こさせないようにする指導を意図的・計画的に行う。その際、いじめ防止対策推進法への理解を深め、いじめを受けた際の対応方法も指導する。
- ④不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ、相談窓口の周知について、校長講話や学級指導において、繰り返し指導する。
- ⑤スクールカウンセラーによる第5学年児童の全員面接の実施、相談窓口の周知等、相談活動を充実させる。
- ⑥いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年1回、生活意識調査を実施する。意識調査の結果を受け、担任が配慮を要する児童と面談を行う。
- ⑦児童がいじめの相談を行いやすいように相談室前に「相談箱」を設置する。
- ⑧いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する「生活指導連絡会」を、毎週1回実施する。また、全ての教職員が、組織的対応を共通に実践できるようにするため、組織体制の見直し、定期的な学年会の実施等、コミュニケーションを図りやすい職場環境の中で、年3回の「いじめ防止研修会」を計画的に行う。

#### (6) インターネットや携帯電話、スマートフォンを利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ①「SNS十三小ルール」を設定し、児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭でのルール作り等、保護者の協力を依頼する。
- ②児童のSNS利用の把握に努め、問題のある書き込みなどに対しては迅速な対応を図

る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の窓口など、関係機関の取組についても周知する。

- ③学校公開やセーフティ教室の機会を活用し、情報モラルにかかわる授業を定期的実施し、保護者や地域と一緒に考える機会とする。

### 3 いじめが発生した場合の対応

- (1) 発見・通報を受けた教職員は、「学校いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、いじめの事実確認を徹底して行う。その際、事実関係を記録し、保存しておく。事実確認の結果は、速やかに教育委員会に報告する。

- (2) 解消に向けた取組

- ア いじめを受けた児童への対応

- ① 安全確保

- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には、授業中や、休み時間、放課後及び家庭訪問などを利用した複数の教員による声かけや面談、教職員の打合せ等を利用した児童の情報共有、見守りや登下校の付き添いを実施する。

- ② 心身のケア

- いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、被害対象児童及び保護者のケアを行う。

- ③ 学習支援

- いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童に対して、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う。

- イ いじめをした児童への対応

- ① 指導及び組織的な対応

- いじめの関係児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行う。

- ② 心身のケア

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、関係児童の継続的なケアを行う。

- ③ 関係機関との連携

- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、警察や児童相談所等と適切に連携し、毅然とした態度で指導を行う。

- (3) 解消の基準

- いじめの解消の基準は当該いじめの行為が少なくとも3ヶ月継続して止んでいること、

対象児童が苦痛を感じていないことを目安とする。学校は、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、児童が信頼できる教職員により、秘密が確実に守られる場所で丁寧に対象児童・生徒の状況を確認する。なお、児童の進学・進級や転学に当たっては、適切に引き継ぎや情報共有を行う。

#### 4 重大事態が発生した場合の対応

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、速やかに学校いじめ対策委員会を招集して重大事態と捉え、教育委員会に報告するとともに警察等と連携して対応する。
- (2) いじめ重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始するとともに、重大事態として認知する。また、当該児童と関係児童の双方を守る観点から、認知のハードルを上げて迅速な対応ができるよう、日頃からの教員研修を進めておく。
- (3) 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会事務局に報告した上で、教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (4) 調査を実施する場合、学校いじめ対策委員会を開き、以下の内容を組織的に実施する。
  - ① 調査方針の決定及び保護者への説明等
  - ② 事実関係の聴取、事実関係の整理及び記録
  - ③ 再発防止に資する対応策の検討
  - ④ 報告書の作成、取りまとめ
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者、いじめに関係した児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。また、調査結果について、教育委員会に報告する。

付則

平成26年7月18日作成

平成28年7月15日一部改訂

令和4年6月1日一部改訂

令和5年2月13日一部改訂

令和7年3月4日一部改訂

令和8年3月5日一部改訂

(参考) こだいらいじめ防止メッセージ

### こだいらいじめ防止メッセージ

小平市、教育委員会、学校、家庭、地域など、わたしたち子どもを取り巻く大人は、いじめ問題に対して、次のような姿勢で取り組みます。

#### ① ～いじめは絶対に許されない～

児童・生徒へのアンケートによると、小平市でも「状況によってはいじめが許される場合もある」と、いじめを容認する回答が見られましたが、いじめはどんな理由があっても決して許されることはありません。このことを子どもも大人も認識し、いじめを見過ごしたり放置したりすることなく、いじめを許容しません。

#### ② ～いじめの要因・背景にも目を向ける～

いじめは絶対に許されることではありません。しかし、起きてしまったいじめには必ず要因や背景があるはずです。いじめを行った児童・生徒へ毅然とした指導を行うとともに、いじめを生み出す土壌や要因、雰囲気がなかったかなど、いじめが起きたメカニズムの分析や、いじめを行った児童・生徒への事後対応にも配慮していきます。

#### ③ ～地域社会総がかりで取り組む～

小平市の小・中学校には、学校支援ボランティア、青少年対策地区委員会、民生委員・児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど多くの大人が関わっています。このことを活かし、関係者、関係機関が連携した取組を進めます。

家庭では、他人の痛みを自分のこととして受け止める心や、社会生活のルール、マナーを守ることの大切さを教え、いじめは許されない行為であることを、十分理解させるように努めます。

#### ④ ～小・中連携教育により児童・生徒に主体的に取り組ませる～

小平市では小・中連携教育に取り組んでいます。いじめの防止においても、中学校区を単位として小学校と中学校が連携して、児童・生徒自らが考え、「いじめを許さず、自分のことも友達のこと大切にする」態度を育てる主体的な活動を取り入れていきます。

#### ⑤ ～ささいなケースも見逃さない～

児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、相談体制の充実を図ります。また、児童・生徒の小さな変化や気になる様子をとらえ、各学校の学校いじめ対策委員会を核として組織的にきめ細かく対応し、早期発見・早期対応により、決して見逃すことなく児童・生徒の困っていることや悩みに対処します。